

株式会社ラプラス 撮影商品約款

第1条 総則

当約款は、お客様と(株)ラプラス との相互の信頼を高め、当社が販売する撮影商品（以下「当商品」といいます）を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

第2条 契約の申込みに関して

- 1 当社に申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 第一項の申込金は、撮影代金または取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 3 撮影の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込み時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 4 前項の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

第3条 電話等による予約に関して

当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による撮影契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。

第4条 契約締結の拒否に関して

当社は、次に掲げる場合において、撮影商品の締結に応じないことがあります。

- 1 お客様が他のお客様または撮影場所の地権者、住民等に迷惑を及ぼし、当日および今後の撮影の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 2 お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 3 お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
- 4 お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

第5条 契約の変更に関して

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、お客様の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、撮影サービスの内容変更することがあります。ただし緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

第6条 契約の解除に関して

お客様は、いつでも第8条に定める取消料を当社に支払って撮影契約を解除することができます。

お客様は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、撮影開始前に取消料を支払うことなく、撮影を解除することができます。

- 1 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、お客様の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
（当社の解除権等）
当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、撮影契約を解除することがあります
- 1 お客様が法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断した場合、またはこの約款に違反した場合。
- 2 天候の悪化等、撮影の一部または全部が不可能と判断した場合。
- 3 お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該撮影に耐えられないと認められるとき。
- 4 お客様が他のお客様または撮影場所の地権者、住民等に迷惑を及ぼし、当日および今後の撮影の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 5 お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 6 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、お客様の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

尚、解約させて頂いた場合、キャンセル・変更料を準用してお取消料を頂戴致します。お客様の解約に伴う損害が発生した場合であっても、当社は一切その賠償の責を負いません。また、天候の悪化等、撮影の一部または全部が不可能と判断した場合は、主催者側の判断で契約を解除します。その際、撮影が出来ない部分に関しては、返金の対象とします。

第7条 悪天候時の対応に関して

当日の主催者の判断により、悪天候のため、ビーチやロケーションフォトやドローン等の屋外撮影が不可能となった場合、当該商品内容を算出し返金させていただきます。

第8条 取消料に関して

お客様のご都合による以下の期間内のキャンセル及び実施日変更については、以下の取消料を頂戴致します。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 撮影実施日より14日前から8日前まで | 取消料……撮影代金の50% |
| 2 撮影実施日より7日前から2日前 | 取消料……撮影代金の70% |
| 3 撮影実施前日および当日 | 取消料……撮影代金の100% |

第9条 撮影に関する持ち込みに関して

撮影等に関する照明・映像・写真等につきましては、当社指定業者の手配に限らせていただきます。

第10条 撮影会場における事故、盗難、損害に関して

現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせて頂いております。

万一、撮影会場におきまして、お客様の管理下において発生した事故・盗難におきましては、当社と致しましては一切責任を負えませんので十分ご注意ください。

第11条 撮影会場に関して

お客様により快適な雰囲気・空間を提供するため予告なしに会場施設、家具調度品等の改装及び変更を行うことがあります。天候や当日の環境事情により契約時にご覧になられた仕様と撮影当日の仕様が異なる場合がございますが、誠に勝手ながらご理解頂き、ご了承願います。また、お客様側で故意又は過失により会場施設、什器備品、衣装等を損傷等損害が発生した場合は、相当の金額もしくは、損害賠償金を請求させて頂くことがあります。

第12条 個人情報に関して

- 1 ご提供頂きますお客様の氏名・住所等の情報、（以下「個人情報」といいます）は、法的義務を伴う開示請求を受けた場合を除き、今後の当社運営の改善及び、当社の各種情報提供、ご連絡、ご案内以外の目的には使用いたしません。また、統計処理をした結果を必要に応じて第三者に提供することがありますが、個人を特定できる形で第三者に提供することはありません。
- 2 お客様の個人情報は第三者が不当に触れる事が無いよう、合理的な範囲内で厳重に管理いたします。その情報に誤りがあれば速やかに訂正または削除いたします。

第13条 免責事項に関して

以下に定める事由に該当することがあった場合につきましては、お客様・当社とも免責とさせていただきます。

- 1 天災地災、火災その他お客様及び当社のいずれの責に帰すことのできない事由により、全部または一部が滅失もしくは毀損して撮影会場の使用が不可能になったとき。および、円滑な運営ができないと当社が判断した場合。
- 2 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による撮影会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき（但し、当社側に明らかな過失が認められた場合を除きます）。

第14条 禁止事項に関して

以下に定める行為につきましては、勝手ながら禁止させていただきます。

- 1 飲食物の持ち込み
- 2 発火または引火性の物品、刃物類など危険物の持ち込み
- 3 悪臭を発生するものの持ち込み
- 4 危険と見なされる行為
- 5 備品等の移動・損傷・汚損・持ち帰り
- 6 お客様が反社会集団（暴力団・暴走族・過激な特殊団体等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したときの当社の使用
- 7 上記の他、法令で禁じられている行為及び公序良俗に反する行為

第15条 商品の仕上がりに関して

お客様へお渡しする商品は社内の撮影基準に基づき撮影編集し最善の努力の元作成いたします。万が一仕上がり具合に満足が出来ない場合、双方協議の上で対応いたしますが、主観的な理由で双方が納得いかない場合、代金等の返金等の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

第16条 トラブルに関して

万が一トラブルが発生した場合、双方が誠意を持って協議し、解決することとする。